



FC 福生 U-15 規約

第1条【名称】

当クラブは「FC 福生 U-15」と称す。

第2条【活動場所】

本クラブは、東京都福生市を、主たる活動場所とする。

第3条【目的】

本クラブは、少年・少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第4条【入会資格】

- ① 本スクールの主旨に賛同するものであること。
- ② 別に定める資格に該当するものであること。
- ③ スポーツを行うに適した健康状態であること。

第5条【入会手続き】

本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い、本クラブに申し込む。

第6条【会費】

会費は、別に定める入会金、年会費および月謝を所定の期日までに納入しなければならない。

第7条【活動への参加】

天災地変、疫病の流行や社会情勢の変化等が起こり、スクール活動を実施した際に社会への影響が大きくなると推測される場合、会員は活動を自粛していただく場合がある。

第8条【ウェアの着用】

会員は、本クラブが指定するウェアを、練習中のみ着用することを義務とする。所属する部活などにおける練習中の着用は任意とするが、それ以外での私的な着用は認めない。

第9条【休会】

休会をする場合は、本クラブが認めた場合のみとする。

第10条【退会】

退会する場合には、退会する当月の15日までに、その旨を本クラブに伝えることとする。

第11条【会員情報の取り扱い】

- 1) 本クラブにおいて登録された個人情報、本クラブの円滑な運営や関連するサービス提供およびFC 福生に関連する情報提供のために利用される。無断で第三者へ提供しない。
- 2) 活動中に本クラブが撮影した写真やVTRにおける会員の肖像権は、本クラブに帰属し、これを利用することが認められる。

第12条【会員のモラル】

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- ① チームワークを守り、会員全員が明るく、元気に行動すること。
- ② 本クラブの目的にそうよう努力すること。
- ③ 本クラブの定める規則を遵守すること。

第13条【免責】

- 1) 会員が本クラブ活動中に負傷した場合には、スタッフが応急処置を施すが、その後の治療にかんしてはスポーツ保険の適用範囲内において補償する。
- 2) 会員は、施設利用に際して、その施設の諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等事故が起こっても、施設管理者、本クラブ・コーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第14条【施行】

本規約は、平成24年2月1日より施行する。